

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行

細則の一部を改正する規則

第三条を削る。

第四条第一号中「別記様式第三号」を「別記様式第二号」に改め、同条第二号中「別記様式第四号」を「別記様式第三号」に改め、同条第三号中「別記様式第五号」を「別記様式第四号」に改め、同条を第三条とする。

第五条第一号中「別記様式第六号」を「別記様式第五号」に改め、同条第二号中「別記様式第七号」を「別記様式第六号」に改め、同条第三号中「別記様式第八号」を「別記様式第七号」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「別記様式第九号」を「別記様式第八号」に改め、同条を第五条とする。
第七条第一項中「別記様式第十号」を「別記様式第九号」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「別記様式第十一号」を「別記様式第十号」に、「別記様式第十二号」を「別記様式第十一号」に改め、同条を第七条とする。

別記様式第二号を削る。

別記様式第三号中「第4条~~第三号~~」を「第3条~~第三号~~」に改め、同様式を別記様式第二号とする。

別記様式第四号中「第4条~~第三号~~」を「第3条~~第三号~~」に改め、同様式を別記様式第三号とする。

別記様式第五号中「第4条~~第三号~~」を「第3条~~第三号~~」に改め、同様式を別記様式第四号とする。

別記様式第六号中「第5条~~第四号~~」を「第4条~~第四号~~」に改め、同様式を別記様式第五号とする。

別記様式第七号中「第5条~~第四号~~」を「第4条~~第四号~~」に改め、同様式を別記様式第六号とする。

別記様式第八号中「第5条~~第四号~~」を「第4条~~第四号~~」に改め、同様式を別記様式第七号とする。

別記様式第九号中「第6条~~第五号~~」を「第5条~~第五号~~」に改め、同様式を別記様式第八号とする。

別記様式第十号中「第7条~~第六号~~」を「第6条~~第六号~~」に改め、同様式を別記様式第九号とする。

別記様式第十一号中「第8条~~第七号~~」を「第7条~~第七号~~」に改め、同様式を別記様式第十号と

する。

別記様式第十二号中「~~毎~~」を「~~毎~~」に改め、同様式を別記様式第十一号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。